

## 条例制定

議案  
第 86 号 ▶ 可決

### 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

子ども・子育て支援法の改正に伴い、本事業の設備及び運営に関する基準を定めるものです。

**問** 現時点での本市における乳児等通園支援事業の実施予定はどのようになっているのか。

**答** 令和 8 年 4 月から、千駄野保育所にて実施する予定である。

議案  
第 87 号 ▶ 可決

### 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

子ども・子育て支援法の改正に伴い、本事業の運営に関する基準を定めるものです。

**問** 本条例は、民間事業者が乳児等通園支援事業を実施する際の基準を定めるものだが、現時点で市内民間事業者が当該事業を実施する予定はあるのか。

**答** 市内の保育施設等の代表者で組織する「白岡市特定教育・保育施設等代表者連絡会議」の席上において当該事業の説明を行い、実施の可否についても意見を伺った。各保育施設ともに、待機児童への対応のため、定員を超えて通常保育の受け入れを行っており、対応は難しい状況がある。

## 条例改正

議案  
第 92 号 ▶ 可決

### 勤労者体育センター条例の一部改正

アリーナ使用料に冷房使用料を追加するものです。

**問** 設置する空調設備は暖房機能もあると認識しているが、暖房は使用できるのか。

**答** 体育施設としての利用のため、暖房の使用は想定していない。夏季の熱中症のリスクを考えた時の、命を守るための措置として冷房を使用するものである。一方、スポーツ以外での利用の想定もあることから、暖房の使用に関しては、利用者のニーズや負担、指定管理者の負担も含め、今後指定管理者と検討していきたい。

**問** 複数団体が同時利用した場合で、一方の団体のみ使用した場合など、不公平感が出ないような内容となっているのか。また、2つの団体が同時利用した場合は、それぞれの団体から600円を徴収するのか。

**答** 申し出制であるため、団体の同意のもと、稼働させることになる。稼働の単位はあくまでも全面であり、1時間当たり600円で、2団体使用した場合も全体で600円となる。



勤労者体育センターアリーナ

議案  
第 96 号 ▶ 可決

### 給水条例の一部改正

水道料金の基本料金及び超過料金の引き上げ等を行うものです。

**問** 改定により料金回収率は何%になるのか。

**答** 収益が約1億2400万円増加し、純利益は約1億4000万円、料金回収率は令和6年度までと同水準の106%になると見込んでいる。

#### 反対討論

県水の値段が引き上げられ、施設の老朽化対策に費用が掛かっていることを理由としている。しかし、水は命の源であり、安価で安定的に供給されるべきという大原則がある。物価高で市民が苦しんでいる社会状況では県に対する値上げ中止を要求すべきである。

議案  
第 97 号 ▶ 可決

### 農業集落排水処理施設条例の一部改正

使用者の利便性の向上と徴収経費の削減を図るため、農業集落排水処理施設使用料を水道料金と合算請求できるようにするものです。

**問** 公共下水道と違い、今まで水道料金と合算徴収していなかった理由は。

**答** 料金算定に水量を用いる公共下水道とは異なり、人数割りで計算する農業集落排水は水道料金と合算する必要がなかった。また、過去は担当部署も異なったことから合算していなかった。